

請求の範囲

- [請求項1] (A)粒状植物性たん白、及び／又は玄米を含む粒子状組織性植物性たん白、(B)粒状植物性たん白の解繊物、並びに(C)油脂、水、及びメチルセルロースの混合物を含有する、植物性たん白含有食品。
- [請求項2] 前記(A)成分が、粒状大豆たん白、及び／又は玄米を含む粒子状組織性大豆たん白であり、前記(B)成分が、粒状大豆たん白の解繊物である、請求項1に記載の植物性たん白含有食品。
- [請求項3] 前記(A)成分が、粒状植物性たん白、及び玄米を含む粒子状組織性植物性たん白の双方を含む、請求項1又は2に記載の植物性たん白含有食品。
- [請求項4] 粒状植物性たん白の乾燥固形分換算100重量部当たり、玄米を含む粒子状組織性植物性たん白が乾燥固形分換算で100～1900重量部含む、請求項3に記載の植物性たん白含有食品。
- [請求項5] 前記(C)成分が、油脂と水とメチルセルロースの総量100重量部当たり、油脂が5～50重量部、水が30～92重量部、及びメチルセルロースが3～20重量部の混合物である、請求項1～4のいずれかに記載の植物性たん白含有食品。
- [請求項6] 前記(A)成分が乾燥固形分換算で5～25重量%、前記(B)成分が乾燥固形分換算で1～10重量%、及び前記(C)成分が10～80重量%含まれる、請求項1～5のいずれかに記載の植物性たん白含有食品。
- [請求項7] 植物性たん白含有食品がハンバーグ様食品である、請求項1～6のいずれかに記載の植物性たん白含有食品。
- [請求項8] 植物性たん白含有食品の製造方法であって、
(A)粒状植物性たん白、及び／又は玄米を含む粒子状組織性植物性たん白、(B)粒状植物性たん白の解繊物、並びに(C)油脂、水、及びメチルセルロースの混合物を含有する生地を得る工程、及び
前記生地を成形して加熱する工程、

を含む、製造方法。

[請求項9] 植物性たん白含有食品がハンバーグ様食品である、請求項8に記載の製造方法。